

第198回国会（常会）内閣提出予定法律案件名・要旨（新規）

経済産業省 計 3件（うち※ 1件，その他 2件）

予算 関連	件 名	要 旨	国会提出 予定時期
※	<p>平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案</p> <p>中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案</p> <p>特許法等の一部を改正する法律案</p>	<p>平成三十七年に開催される国際博覧会が国家的に特に重要な意義を有することに鑑み、国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会推進本部の設置及び基本方針の策定並びに博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずる。</p> <p>自然災害の頻発、経営者の高齢化等の近年における中小企業をめぐる環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業が単独で又は連携して行う事業継続力強化に対する支援、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を図る事業に対する支援、遺留分に関する民法の特例の個人事業者への対象の拡大等の措置を講ずる。</p> <p>特許権の侵害に係る訴訟について、当事者の申立てにより裁判所が指定する検証人（仮称）が、侵害行為が行われている疑いがあると認められる場所に立ち入り、専門的知見により侵害の有無の判定に資する実験等を行い、その結果を裁判所に報告する制度を創設するとともに、損害賠償額の算定の基準となる特許権者等がその特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額の認定に当たり考慮することができる事項を規定するほか、画像及び建築物を意匠権の保護対象に追加する等の意匠制度の拡充に係る措置等を講ずる。</p>	<p>国会提出済</p> <p>2月中旬</p> <p>3月上旬</p>

# 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために 必要な特別措置に関する法律案【万博特措法】の概要

新規

## 1. 背景

- 平成30年11月に行われた国際博覧会条約締約国の投票によって、日本が平成37年に開催される国際博覧会の開催国になることが決定。平成37年の開催に向けて、早急に準備を進める必要がある。

## 2. 法律の概要

- 平成37年に開催される国際博覧会が国家的に特に重要な意義を有することに鑑み、国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会推進本部の設置及び基本方針の策定並びに博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずる。

## 3. 措置事項の概要

### (1) 博覧会協会の指定等

- ・経済産業大臣は、博覧会の準備及び運営に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、**「博覧会協会」として指定**することができるものとする。
- ・博覧会協会の業務を定めるとともに、博覧会協会は、経済産業大臣に対し、**事業計画書等を提出**するとともに、**役員の選任又は解任をしたときは、その旨を届け出**なければならないものとする。
- ・経済産業大臣は、博覧会協会に対し、その業務等に関し、**必要な報告をさせる**とともに、**監督上必要な命令**をすることができるものとする。



### (2) 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

- ・国は、博覧会協会に対し、**博覧会の準備又は運営に要する経費**について、予算の範囲内において、その**一部を補助**することができるものとする。
- ・**寄附金付郵便葉書等**を、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として**発行**することができるものとする。
- ・博覧会の準備及び運営を支援するため、博覧会協会の要請に応じて**博覧会協会に国の職員を派遣**できるものとし、国家公務員共済組合法、国家公務員退職手当法等の特例等、国の職員の派遣に関し必要な規定を整備するものとする。

### (3) 国際博覧会推進本部の設置

- ・B I E（博覧会国際事務局）総会が博覧会の登録を承認し、我が国が各国への参加招請を本格化する時期（2020年半ば頃の予定）から、博覧会の準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を一層図るため、内閣に**基本方針の案の作成及び基本方針の実施の推進**等を担う**「国際博覧会推進本部」**を置く。
- ・本部が置かれている間、**専任の大臣**を置く。※公布から2年を超えない範囲内の日に施行。

## 4. 関連スケジュール

- |                    |  |
|--------------------|--|
| <2019年> 法公布後1ヶ月内   | 施行 ⇒ 博覧会協会の指定等                                       |
| <2020年> 5/3        | 登録申請書の博覧会国際事務局（BIE）への提出期限                            |
| 6月又は11月（P）         | BIE総会での登録申請書の承認（計画段階から実行段階へ）<br>⇒ 国際博覧会推進本部及び専任大臣の設置 |
| <2025年> 5/3 - 11/3 | 国際博覧会開催  |

## 1. 背景

- 中小企業の事業活動に大きな影響を及ぼす自然災害が頻発する中、事業活動の継続に向けて、サプライチェーンや地域の雇用を支える中小企業を中心に、事前対策の強化が必要。その際、商工会・商工会議所をはじめ中小企業を取り巻く多様な関係者による支援が重要。
- また、経営者が高齢化する中、事業活動の継続に向けて、個人事業主の経営の承継の円滑化が必要。

## 2. 法律の概要

自然災害の頻発、経営者の高齢化等の近年における中小企業をめぐる環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業が単独で又は連携して行う事業継続力強化に対する支援、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化に係る事業に対する支援、遺留分に関する民法の特例の個人事業者への対象の拡大等の措置を講ずる。

## 3. 措置事項の概要

※**事業継続力強化**：自然災害等による事業活動への影響を踏まえ、その影響軽減及び事業活動の再開に資する事前対策等を講じ、事業活動を継続する能力の強化を図ること

### (1) 中小企業の事業継続力の強化【中小企業等経営強化法改正】

・中小企業の事業継続力強化に関する「**基本方針**」の策定

- ① 中小企業者が行うべき**事前対策**の内容
- ② 中小企業を取り巻く**関係者※**による**協力等**

※ 商工団体、サプライチェーンの関連企業、金融機関、自治体等

・中小企業の**事業継続力強化**に関する**計画**の**認定**と**支援措置**

- ① 中小企業が**単体**で行う事前対策
- ② **複数**の中小企業が**連携**する、**経営資源の融通**（原材料、人員派遣、代替生産）等による事前対策

経産大臣

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業

事業継続力強化計画  
連携事業継続力強化計画

【法律上の支援措置】  
・信用保険法の特例等

### (2) 商工会・商工会議所による事業継続力強化の支援【小規模事業者支援法改正】

・**商工会又は商工会議所**が**市町村と共同**して行う、小規模事業者に対する**事業継続力強化支援**（事前対策の普及啓発等）に関する**計画**の**都道府県認定**

### (3) 中小企業の経営の承継の円滑化による事業活動の継続【承継円滑化法改正】

・遺留分に関する民法の特例の対象を**個人事業者に拡大**し、その後継者に生前贈与された事業用資産を、**遺留分**を算定するための財産から除外することを容易にする**手続**の創設

○上記と併せ、**中小企業を取り巻く関係者の関与**により、中小企業の基盤強化を図るための措置を講ずる

- ① **社外高度人材を活用**して新事業分野を開拓する計画の**認定**
- ② 商工会・商工会議所による経営支援の枠組みへの**都道府県・市町村の関与**等

○これら改正に必要な措置を講ずるため、【**独立行政法人中小企業基盤整備機構法**】を一部改正

## 1. 背景

- 技術で稼ぐ日本企業の知的財産を的確に保護することにより、日本のイノベーションを推進していくため、知財紛争処理システムを充実させるとともに、デザインを活用したイノベーションやブランド構築を促進する意匠制度の拡充を行うことが必要。

## 2. 法律の概要

特許権の侵害訴訟において中立公正な専門家が証拠収集を行う制度を創設することや、特許権等の侵害に対する損害賠償額の算定方法を見直すことなどにより、知財紛争処理システムを充実させるとともに、画像や空間デザインに係る意匠権の保護対象を拡充するなど、意匠制度の拡充等を行う。

## 3. 措置事項の概要

### (1) 特許法

- ① 技術専門家が証拠収集を行う制度等を創設  
特許権の侵害の可能性がある場合、**技術専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する**制度等を創設する。
- ② 損害賠償額算定方法の見直し  
裁判所による適切な損害賠償額の認定が可能となるよう、**損害賠償額の算定方法の見直し**に関する措置を講じることを検討中。  
※ 実用新案法、意匠法、商標法において同様の改正を措置

### (2) 意匠法

- ① 「意匠」の定義の見直し
  - i .クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像や、壁等に投影される画像、
  - ii .建築物の外観・内装デザイン を新たに保護。

i .ネットワークを通じて提供される画像



ii .内装デザイン



- ② 関連意匠制度※の見直し

※ 自己の登録意匠(本意匠)に類似する意匠の登録を認める制度

- i .出願可能期間を、本意匠の登録の公表日までから**本意匠の出願日から10年間までに延長。**
- ii .**関連意匠に類似する意匠等の登録を認める。**

- ③ その他

- **複数の意匠の一括出願**を認める（出願手続の簡素化）。
- 意匠権の存続期間を、「登録日から20年」から「**出願日から25年**」に改める。



### (3) 商標法

**公益団体等（自治体、大学等）が自身を表示する著名な商標権のライセンスを認める。**